

「長野市パートナーシップ宣誓制度の基本方針」(案)に対する市民意見等の内容と市の考え方

意見の概要	件数	市の考え方	区分
1 趣旨に関すること（制度の導入や方針（案）全体に関わることも含む）			
(1) 制度の導入により、婚姻制度の形骸化や同性婚の合法化につながるのではないか。	42	<p>本制度は、市の定める要綱で運用するもので、パートナーであるという宣誓に基づき確認、証明するものです。権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、憲法や民法に規定されている法に基づく既存の婚姻制度に影響を与えるものではありません。</p> <p>本制度の導入は、性的少数者の生きやすさの選択肢を増やすとともに、差別や偏見の解消や理解の促進につなげ、誰もが自分らしく安心して暮らし、活躍できるまちづくりを進めることを目的としています。</p>	その他（質問への回答・状況説明等）
(2) 新たな制度を導入しなくても、性的少数者の悩みに個別に対応すれば良いのではないか。	15	<p>性的少数者のカップルには、その関係を対外的に証するものがなく、当事者が生きづらさを感じる要因の一つとなっています。制度の導入により、その関係を対外的に証することができるようになります。</p> <p>また、個別の対応もしてまいります。性的少数者も含めて、誰もが自分らしく暮らせる社会にする契機とするためにも本制度を導入するものです。</p>	その他（質問への回答・状況説明等）
(3) すべての人の人権が尊重され共生社会を創っていくための一歩として、長野市パートナーシップ宣誓制度を提案されたことは素晴らしい。	13	<p>「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」等の理念に基づき、多様性が尊重され、性的少数者の方一人ひとりが自分らしく安心して暮らし、活躍できるまちづくりを進めていきます。</p>	その他（質問への回答・状況説明等）
(4) 子どもに多様な性を学ばせることは、精神的な混乱を招くものとなるのではないか。	12	<p>文部科学省から、平成27年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施等について」が教職員向けに発出され、性的少数者とされる児童生徒全般に係る不安や悩みを受け止める必要性が述べられています。</p> <p>こうしたことも踏まえ、性の多様性等の人権課題について学ぶ機会を充実させることで児童生徒の人権感覚を磨き、深く豊かな人間性を育む取組を進めていきます。</p>	方針（案）は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする
(5) 制度導入により少子化が進むのではないか。	9	<p>少子化の原因は多様であり、未婚化、晩婚化の進展や経済的な不安定さなど、さまざまな要因が複合的に重なって生じているものと認識しています。</p> <p>また、本制度の対象者は、本人の意思で選択できない性自認や性的指向に関して困難を抱えている方を対象としているため、婚姻制度に影響を与えるものではありません。</p>	その他（質問への回答・状況説明等）
(6) 性的少数者は、性的多数者が当たり前持っている権利が侵害されている場面が多く、生きづらさを感じている。	9	<p>本制度の導入は、性的少数者の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の理解が進むきっかけになるものと考えています。</p>	その他（質問への回答・状況説明等）

意見の概要	件数	市の考え方	区分
(7) もっと他にも必要な施策があるのではないかと。	8	法務省が掲げている人権啓発活動の強調事項の17項目の1つに、同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見、性自認に関する偏見などが指摘されており、他の人権課題と同様、引き続き偏見や差別の解消に向けて取り組んでいく必要があるものと考えています。	その他（質問への回答・状況説明等）
(8) 性的少数者の当事者は、制度ができて使わないという人が多いという調査があるが。	5	本制度の導入にあたり、当事者や支援団体等にヒアリングをした中では、社会からの偏見や差別があり、カードの掲示は、ある意味カミングアウトにつながるものであり、制度を使いたくても使うことを躊躇するという声がありました。また、関係者へのヒアリングでは、市内には、ある程度の当事者が声を潜めて暮らしていることが分かりました。制度を導入するとともに、制度を使いやすくする社会にしていく必要があると考えています。	その他（質問への回答・状況説明等）
(9) 性自認を定めた政策を実施することは、不確定な概念であり、社会を間違った方向に導いてしまう。性自認について改めて考えるようにお願いしたい。	5	本制度は、性自認を証明するものではなく、性的少数者の当事者自身がお互いを人生のパートナーとすることを宣誓した事実を、市が認め、受領証等を交付するものであるため、ご意見のような影響はないものと考えています。	その他（質問への回答・状況説明等）
(10) 同性愛容認の風潮が助長されるのではないかと。	4	以前、性的少数者は病気との考えもありましたが、今は生まれながらに持った個性であり、変えられるものではないと認識されています。しかし、性的少数者に対する理解は十分に広がっておらず、当事者にとって精神的苦痛となり、働きづらさや生きづらさにつながっています。誰もが住みやすく開かれた長野市とするため、市民や事業者の皆様に理解が広がり、多様性が尊重され、一人ひとりが自分らしく安心して暮らし、活躍できるまちづくりを進めていくため、ご理解をお願いします。	その他（質問への回答・状況説明等）
(11) 市として制度を導入することに公益性はあるのか。	3	平成30年9月の長野市議会定例会で「LGBTなど性の多様性を認め尊重する人権施策の実施に関する請願」が採択されています。また、長野市人権政策推進基本方針においては、性的少数者に対する理解を深めるための広報・啓発を掲げており、市として取り組むべき施策であると考えています。なお、同様の制度は、令和4年4月1日現在で、全国で既に209自治体が導入しており、地方自治体レベルで導入が進められています。	その他（質問への回答・状況説明等）

意見の概要	件数	市の考え方	区分
(12)性的少数者の思いを十分把握したうえで方針を示した方が良いのではないかと。	3	当事者や支援団体等へのヒアリングを踏まえ、次の2点を修正します。 (1) 2ページ中、③婚姻等要件の2つ目の表記を「共に宣誓をしようとする者以外の者との間に、現にパートナーシップの関係がないこと」に修正 (2) 3ページ中、「夫婦であれば当然に受けられる」を、「市の裁量の範囲において行政サービスを提供していきます」に修正	方針（案）を修正する
(13)市民や事業者の方に性の多様性や性的少数者について理解が広がるようにしてほしい。	1	本制度の導入を契機として、市民や事業者の皆さんに性の多様性や性的少数者についての理解が進むよう、広報活動及び啓発、研修等を実施してまいります。 また、社会全体でパートナーシップの宣誓者が利用可能となるサービスが広がるよう社会的気運を醸成していきたいと考えています。	方針（案）は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする
(14)「少しでも」という文言は不要ではないかと思う。「少しでも」の文言により、長野市が毅然と問題に立ち向かうという姿勢が薄まり、遠慮がちな姿勢でいる印象になる。	1	ご意見等を踏まえ、趣旨を次のように修正します。 1ページの趣旨の3段落目、「性的少数者の方の生きづらさを少しでも解消するため、その取組の一環として」を「性的少数者の方の生きやすさの選択肢を増やすため」に修正します。	方針（案）を修正する
(15)この制度を悪用する団体や個人が必ず出てくる。	1	本制度は、パートナーシップ関係にある性的少数者の方々の生活上の不便の軽減などを目的としており、一方又は双方が性的少数者であるお二人から申請いただき、受理したことを証明する受領証等を発行するものです。 なお、申請の内容に虚偽があった場合や、受領証等を改ざんした場合には、登録を抹消します。	その他（質問への回答・状況説明等）
2 定義に関すること			
(16)「パートナーシップ」という名称は、他の場面や場合でも使い違和感がある。	3	本制度は、一方又は双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとし、相互に責任をもって協力し合うことを約束した方を対象としています。パートナーシップ宣誓制度という名称については、既に導入した自治体の多くが使用しているため、混乱が生じないよう名称を合わせています。	その他（質問への回答・状況説明等）
(17)性的少数者の定義が「性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者」となっているが、そのどちらも当てはまる人もいるので、「性的指向が異性愛のみでない者、性自認が戸籍上の性と異なる者、並びにその両方に当てはまる者」というようにしてはどうか。	1	「性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者」と定義した場合でも、両方に当てはまる者も対象となるため、方針（案）では原案のとおり定義します。それを踏まえ、要綱を定めていく予定です。	方針（案）に盛り込まれており、修正しない
3 制度の運用に関する意見はありません。			

意見の概要	件数	市の考え方	区分
4 制度の概要に関すること			
(18)申請しようとする人が申請しやすいような体制（窓口など）づくりや、申請者の具体的な要望をよく聞き、使いやすい有効なサービスを期待する。	1	当事者や支援団体等へのヒアリングにより、使いやすいサービスを検討していきます。	方針（案）は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする
(19)わざわざ宣誓させたり、カードを持たせることの必要性はないのではないかと思う。夫婦と同じく、行政的な処理で済ませることはできないのか。例えば証明として必要な場合は、住民票や印鑑証明のように都度取得というかたちにはできないのか。	1	本制度は法律に基づく婚姻制度とは異なり、市の内部規定である要綱に基づき、性的少数者がパートナーシップの関係にあることを宣誓し、市がその事実を認め受領証等を発行する制度です。そのため宣誓の事実を確認することが重要であり、制度の所管課である人権・男女共同参画課において、職員の立会のもと宣誓を行うこととしています。	その他（質問への回答・状況説明等）
5 宣誓制度利用により受けられるサービスに関すること			
(20)宣誓制度利用により受けられるサービスについては、申請者の具体的な要望をよく聞き、使いやすい有効なサービスや他都市で行われていない行政サービスを期待する。	3	本制度の趣旨や内容については、市民や事業者十分に周知を行い、現行では法律婚の夫婦にしか認められていない手続きやサービス等で利用可能なものについて、性的少数者のカップルにも利用可能となるよう取り組んでいきたいと考えています。	方針（案）は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする
(21)「市の裁量の範囲」というのが不明確であるため、担当者や年度によって許可することの範囲が変わることの無いようにしていただきたい。	1	本制度の行政サービスについては、パートナーシップ宣誓制度の要綱や、それぞれの行政サービスの根拠法令に基づいて提供するため、担当者や年度によって変わるものではありません。	その他（質問への回答・状況説明等）
計	141		